

檜原村の観光大使に「玉袋筋太郎さん（通称玉ちゃん）」が任命されました！



特定健康診査等の 申し込みは

5月 7日（月）から
14日（月）まで

..... 2

主な内容

お知らせ..... 2~17

はかりの定期検査、海の保養所宿泊料金助成

村営住宅入居者募集 等

くらし・税／森林／環境／

下水道／ふくし・けんこう

教育・文化／その他

檜原学園ニュース..... 18~19

檜原学園章・旗及び檜原学園歌の制定について... 20

休日診療 等

特定健康診査等の申し込みは 5月7日(月)から14日(月)まで



お知らせ

広報4月号にも掲載いたしました。平成24年度の特定健康診査等の申込期間は5月7日(月)から14日(月)までとなっておりますので、お申し込みください。

▼対象者(村内在住で下記に該当する方)▼

- ① 檜原村国民健康保険の被保険者で40歳から74歳までの方
- ② 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)被保険者の方
- ③ 18歳から39歳までの方、又は健康診査の受診機会がない方、生活保護を受給されている方

▼健康診査日▼

● 集団健診(1日50名まで)

5月31日(木)、6月5日(火)、6日(水)、11日(月)、14日(木)、18日(月)、19日(火)、25日(月)、28日(木)

● 個別健診(1日2名から3名まで)

8月・9月の月・水・木・金

※平成24年度から檜原村国民健康保険の被保険者で40歳から74歳までの方を対象に実施します。

▼申込期間▼

5月7日(月)から14日(月)までの午前8時30分から午後5時まで(土・日曜日は除く)

▼申し込み方法▼

直接お電話で、村民課村民保険係までお申し込みください。(電話598-1011)

また、**集団健診を実施する日(5・6月の9日間)につきましては、檜原診療所での午前の外来診療の受付終了時間が、11時30分から11時00分に変更となります。**(救急の方は、お電話にて診療所へご相談ください。)

午後の外来診療は、救急の患者様以外はお受けできなくなりますので、予めご了承ください。

(午後の診療を希望される方は、午後4時過ぎとなります。**お電話にて診療所へご相談ください。**)

問い合わせ先

特定健康診査等について
外来診療受付について

村民課村民保険係
檜原診療所

☎598-1011
☎598-0115

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい!!



一般建築・リフォーム
株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般-21)第123420号

代表取締役 野村 正雄

〒190-0214 東京都西多摩郡檜原村435-2
TEL 042-598-0139・042-598-0870
FAX 042-598-1300

消 防 設 備

備えあれば憂いなし!

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

有限会社 **木住野防災**

東京都知事許可(般18)第83107号
〒190-0182 西多摩郡日の出町平井1328

TEL 042-597-2351
FAX 042-597-3428

「はかり」の定期検査のお知らせ

商店での取引や学校、医療等での証明に使用する「はかり」は、2年に一度の検査を受けなければなりません。

全ての「はかり」について、検査員が検査対象の皆様のお店等まで伺い検査を実施いたします。

検査対象の皆様には、事前にはがきで通知いたします。

新たに「はかり」を使用するようになった方、また、「はかり」を使用しなくなった方は、お問合せください。

▽検査日程

平成24年6月7日(木)から
6月12日(火)

※土曜日・日曜日と祝日は検査を実施いたしません。

◎問い合わせ先

- ① 東京都計量検定所 検査課
☎03・5470・6638
 - ② 産業環境課産業観光係
☎598・1011
- 内線121

ふれあいデー(一斉清掃)のご協力をお願いいたします

第25回平成24年度檜原村ふれあいデー(一斉清掃)を、5月27日(日)に実施いたします。

地域を美化し、快適な生活環境の維持を図るため、多くの住民の皆様のご協力をお願いいたします。

◎問い合わせ先

産業環境課生活環境係
内線124・127

海の保養所の宿泊料金を助成します!

村では、住民の健康保持、福祉の増進を図るため、海の保養所「シーサイドいずたが」の宿泊料金の一部を助成します。

「シーサイドいずたが」は、東京都町村職員共済組合が運営する保養所で、海の目の前に立地しています。

温泉でくつろぎながらリフレッシュし、海水浴やゴルフなどの拠点としてご利用されてはいかがでしょうか。

▽対象 村内に住所を有する

人、又は村内事業所に勤務する人
1人1泊につき
2,000円
(1年度に1回利用可)

▽届出 宿泊の7日前までに企画財政課へ届出

▽請求 宿泊領収書の写しを添えて企画財政課へ提出

▽宿泊の申込み 施設へ直接お申込み下さい

▽施設名 シーサイドいずたが

▽場所 静岡県熱海市上多賀12

▽予約等 ☎0120-73-1241
<http://www.t-kyosai.jp>

◎問い合わせ先

企画財政課企画財政係
内線211・214



シーサイドいずたが

〈広告〉

建築一式工事業

都知事許可(般-16)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008
日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

<http://www.kousaikai.com>

村営住宅の入居者を再募集します

上川兼住宅	村営住宅	募集戸数
檀原村 1359番地1	所在地	1戸 (2LDK)
	住宅名	

【募集の案内及び申請書の配布】

檀原村役場2階 総務課総務係

土・日・祝日を除く

午前8時30分～午後5時15分

【申し込み期間】

5月20日(水)～5月18日(金)まで

【入居予定日】

6月上旬(申し込み締切後、選考委員会を開催し使用者を決定)

【その他】

使用料、使用者の資格、申込み方法等についてはお問い合わせください。

◎問い合わせ先

総務課総務係
内線213・216

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します

住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況(犯罪捜査など特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものを除く)を公表します。

今回は平成23年4月から平成24年3月までの
閲覧状況を公表します。

閲覧日	閲覧申出者	閲覧目的	閲覧対象
平成23年 5月30日	自衛隊東京地方協力本部 福生募集案内所長 橋本英典	自衛官等の募集に伴う広報	村内全域の18歳(男女)
平成23年 9月22日	自衛隊東京地方協力本部 福生募集案内所長 橋本英典	自衛官等の募集に伴う広報	村内全域の15歳(男)と 20歳(男女)

◎問い合わせ先 村民課村民保険係 内線111・116

くらし・税

V5U-税

6月1日は人権擁護委員の日です

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたのを記念して、昭和57年から設けられました。

この日を中心に、人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及や高揚のため、全国的に啓発活動を展開しています。

いじめ、親族間のトラブル、差別、配偶者からの暴力、児童虐待、ストーカーなど人権に関わる相談、その他どこへ相談してよいかわからないなど、困っていることの相談を受け付けます。

▽人権相談日・場所
毎月第2木曜日
(午後1時～3時)

檀原村役場3階住民ホール

◎問い合わせ先

村民課村民保険係
内線111・116

〈広告〉

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-16)第111726号

ICHIKEN

(有)市川建材土木

檀原村2877

TEL 042-598-0513
FAX 042-598-0047

6月の人権・行政相談

▽日時 6月14日(木)

午後1時～3時

▽場所 檀原村役場3階住民ホール

◎問い合わせ先

村民課村民保険係
内線111・116



多摩パブリック法律事務所 創立4周年記念無料法律 相談会のお知らせ

多摩パブリック法律事務所は「住民の法的駆け込み寺」として、多摩地域の事業者及び住民の方々に法的サービスを広く提供することを目的に、立川に設立された公設法律事務所です。

この度、創立4周年を記念して弁護士による無料法律相談会を行います。不動産関係、相続、離婚、成年後見、事業者向け法務、労働問題、債務整理などお気軽にご相談ください。

▽日時 5月26日(土)午前10時～午後4時(1人30分程度)

▽場所 多摩パブリック法律事務所(立川市曙町)

▽定員 48名

▽予約受付 5月7日から受付開始(定員になり次第締切)

▽予約受付時間 午前9時30分より午後7時まで(土日祝は除く)

◎申込み・問い合わせ先

弁護士法人多摩パブリック法律事務所
042-2548-2450

国民年金からのお知らせ

平成24年度年金額について

総務省より、平成23年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率がマイナス0.3%となったことが発表されました。

現在支給されている年金については、法律上、直近の年金額引下げの年(現在は平成22年の物価が基準)よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することとしています。

平成23年の物価は、基準となる平成22年の物価と比較してマイナス0.3%となったことから、平成24年度の年金額は0.3%の引下げとなります。(4月分が支払われる6月の支払から、額が変わります。)

▽老齢基礎年金額(年額)

786,500円

▽障害基礎年金額(年額)

一級 983,100円
二級 786,500円

▽遺族基礎年金額(年額)

786,500円

▽遺族基礎年金の子の加算額(年額)

第一子及び第二子 226,300円
第三子以降 75,400円

◎問い合わせ先

青梅年金事務所
0428-30-3410

平成24・25年度 長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) 保険料のお知らせ

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料の料率は、2年ごとに見直しを行うことになっており、平成24年度は料率改定の年となります。

東京都後期高齢者医療広域連合より、平成24・25年度の保険料の均等割額と所得割額が下表のとおりに改定されましたので、お知らせいたします。

また、平成24年度の保険料額は、平成23年中の所得をもとに計算し、7月中旬にお知らせいたします。

	均等割額	所得割額	限度額
	被保険者1人当たり	賦課のもととなる所得金額×所得割率	
平成24・25年度	38,182円	7.80%	550,000円
平成22・23年度	34,183円	6.50%	500,000円

※保険料の軽減について

所得に応じて、保険料の軽減があります(軽減には確定申告をはじめ、所得の申告などが必要です)。

◎問い合わせ先 村民課村民保険係 内線116・119

村税・国民健康保険税の納付は便利な口座振替で！

村税などの納付を口座振替にすると、納期ごとに納めに行く手間が省け納め忘れもなくなり、大変便利です。ぜひご利用下さい。

●手続き方法

希望する村指定の取扱金融機関窓口にて、自動振込利用申込書、預金(貯金)通帳・通帳の届出印をお持ちになり、お申込み下さい(申込書は税務係窓口にあります。取扱金融機関につきましては税務係へ問い合わせ下さい)。

各税の納税通知書が発行された後に手続きをされる方は、納税通知書をお持ち下さい。

また、口座振替の手続きをする時、取り消しの手続きをしない限り、毎年継続されます。

●預金残高をご確認下さい

口座振替では、各納期限に預金残高が不足していると振替ができませんので、納期限の前日まで

必ず入金を済ませて下さい。

なお、残高不足で引き落としができなかった場合は、再振替することはできません。村が再発行する納付書で納付して下さい。

◎問い合わせ先

村民課税務係
内線114

税金の納め忘れはありませんか？

平成23年度の村都民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、すでに納期限が過ぎています。まだ、納税されていない方は、5月30日までにお納めください。

◎納税に関する相談・問い合わせ先

村民課税務係
内線117



く都税についてのお知らせ

5月は自動車税の納期です

自動車税は、毎年4月1日(午前0時)現在、車検証に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

平成24年度の自動車税納税通知書は、5月1日(火)に発送します。5月31日(木)までにご納付ください。

東京都の自動車税は、金融機関や郵便局等の窓口をはじめ、指定のコンビニエンスストア、ペイジー対応のATM、パソコン・携帯電話からインターネット(モバイル)バンキングやクレジットカードでも納付できます。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先

八王子都税事務所
☎042-644-1111
青梅都税支所
☎0428-22-1152

自動車税も檜原村で納付できます

檜原村・会計課では、村税だけ

でなく都税も納めることができます(ただし、他市町民税は納付できません)。

今月は自動車税の納期ですので、必ず納付書をお持ちになり、納付して下さい(納付書の再発行はできません)。



「水道メータ検針にご協力ください。」

檜原村では、2ヶ月に1回(偶数月)基準日である1日の前後2週間くらいの間、検針員が各家庭などを回ってメータ検針を行っています。検針を効率よく行うために次のことにご協力ください。

- ①メータボックスの上にものを置かない。
- ②メータボックスの中を清潔にしておく。
- ③犬は、放し飼いにしないで出入り口やメータボックスから離れた所に必ずつないでおく。

◎問い合わせ先

産業環境課生活環境係
内線123

今月は、固定資産税第1期・軽自動車税の納期です



多摩の森林再生事業

森林は私たちの暮らしを支えています。森林は木材生産の場だけではなく、水や空気を育み、私たちや動植物の生息環境を守ってくれる大切な財産なのです。今、多摩地域では手入れが行われていない森林が増えており、見過ごすことができない状態です。

そこで、森林のはたらきを回復するために、東京都では、手入れが行われず荒廃している多摩地域のスギ・ヒノキの人工林について間伐を行います。

《手入れが行われない森林とは？》

昭和 30 年代に多くのスギ・ヒノキが植林されました。その後、国内の木材価格の低迷などの理由から、間伐を中心とした手入れがなされないため、樹木が密植状態のままである暗い森林が増えてきています。

暗い森林では、地面まで光が届かないので、草などが生えなくなり土壌の裸地化が進みます。

このような森林では、土砂が流出したり、水を地下に浸透させる機能が低下します。森林の持つはたらきが十分に発揮できないのです。

《森林のはたらき》

- 木材生産 ○生態系の保全
- 地球環境保全（地球温暖化の緩和）
- 土砂災害防止 ○水源かん養
- 大気の浄化 ○保健休養の場を提供
- ・・・など、たくさんあります。



《対象森林》

森林法の規定に基づき市町村森林整備計画を策定している市町村（八王子市・青梅市・あきる野市・日の出町・奥多摩町・檜原村）内のスギ、ヒノキ人工林

このうち、森林の公益的機能の発揮を重視されている水土保持林を対象とします。

対象の森林かどうかは地域の役所・役場にお問い合わせください。

《事業内容》

手入れが遅れているスギ・ヒノキを間伐します。

なお、森林の状態によっては事業実施ができない場合もあります。

《事業計画期間》

50年（平成 14 年度新規事業）

所有者との協定期間は 25 年間です。

森林

山林をお持ちのみなさまへ

東京都では「多摩の森林再生事業」を実施するために、山林を持っている方と協定を結び、間伐を行います。

《間伐の方法》

- 東京都が市町村に委託をして、30%の本数を間伐します。
- 間伐の実施間隔は 12.5 年を基本としています。しかし、間伐後の森林の状況により、その間隔を変更することもあります。なお、間伐を行う際、事前に所有者にお知らせいたします。
- 伐採した木は流れ出さないように枝払いをし、残った木の根元に横伏せします。

詳細については、下記担当までご相談ください。

《所有者との協定について》

- 協定期間は 25 年です。
- 協定は、特に止むを得ない事情として、相続税支払いのために土地や立木の売却等をする場合、その他の経済的理由により売却をする場合には、協議のうえ解除できます。
- 協定期間中、所有者はつぎのことを守ってください。
 - ・スギ・ヒノキの皆伐及び植栽をしないこと。
 - ・土地の形質の変更及び工作物の設置をしないこと。
- 森林所有者と土地所有者とが異なる場合で、当該地の土地所有者と書面による賃借契約を締結していない場合には、土地所有者と協定を締結します。森林所有者には間伐の承諾をお願いします。

◎問い合わせ先 産業環境課産業観光係 内線 121・126

檜原村地場産材活用対策奨励事業をご利用下さい

檜原村では、村内に植林されているスギ・ヒノキを間伐し市場や村内製材所などに出荷された場合、所有者と出荷を行った業者を対象に、それぞれ奨励金を交付する制度があります。

《対象》

村内にスギ・ヒノキの山林を所有されている方が、ご自分の山林を伐採し、村内で事業を営む出荷事業者が、檜原村が指定した出荷先に出荷した場合

《指定出荷先》

村内の製材所、東京都森林組合、東京都、埼玉県及び山梨県内に常設されている市場、村内の薪燃料製造施設のいずれか。

《交付額》

所有者には、出荷量 1 ㎡に対して、3,000 円を交付します。

出荷事業者には、出荷量 1 ㎡に対して、下表の条件により 12,000 円～ 18,000 円の範囲で交付します。

*ただし、年度あたり 100 ㎡までの出荷量が対象になります。



内容は次のとおりです

現地から集材場所までの距離が 200mまでの場合	12,000 円
現地から集材場所までの距離が 201m以上 300mまでの場合	13,000 円
現地から集材場所までの距離が 301m以上 400mまでの場合	15,000 円
現地から集材場所までの距離が 401m以上の場合	18,000 円

※伐採費用については、この事業とは別に東京都が全額負担する「多摩の森林再生事業」などの制度がありますので、併せてご利用下さい。また、日照の確保に伴う補助事業及び沿道景観整備事業も該当になりますので、ご利用下さい。

● 問い合わせ先 産業環境課産業観光係 内線 121・126

森林

檜原村地場産材活用対策作業道開設事業をご利用下さい

檜原村では、村内に植林されているスギ・ヒノキの間伐を進めるため、間伐作業道の整備による費用に対して、交付金を交付する制度があります。

内容は次のとおりです。

対象

村内にスギ・ヒノキの山林を所有されている方が、作業道開設事業を行った場合

交付額

作業道整備距離1メートルに対して、1,800 円を交付します。

*ただし、年度あたり 1,000 メートルまでの作業道が対象になります。



● 問い合わせ先 産業環境課産業観光係 内線 121・126

檜原村地場産材利用促進事業をご利用下さい

檜原村では、村内で生産又は製品化された建築材（地場産材）を使用し、木造住宅を新築、増築、改築を行う者を対象とし、交付金を交付する制度があります

内容は次のとおりです。

対 象	指定購入先
檜原村に住所を有する個人が地場産材を 3 m ³ 以上使用する木造住宅を新築、増築、改築を行う者	利用促進事業の地場産材出荷を行う者で、村内の製材所、東京都森林組合のいずれか。
檜原村外に住所を有する個人が地場産材を 3 m ³ 以上使用する木造住宅を新築、増築、改築を行う者（別荘等）	交 付 額
	地場産材出荷量 1 m ³ につき、20,000 円を交付します。 ただし、交付限度額は、500,000 円です。

※この事業を実施するにあたりましては、申請が必要となりますので、下記までご連絡下さい。

●問い合わせ先 産業環境課産業観光係 内線 121・126



野焼きは法律で禁止されています！

環
境

「ごみを燃やして臭いがする」、「煙がひどくて窓が開けられない」、「洗濯物が外に干せない」などと言った、野外焼却（野焼き）に関する苦情が役場に多く寄せられています。

「野焼き」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2 により一部の場を除いて禁止されています。

ドラム缶、ブロック積焼却、穴を掘っての焼却も野焼きと同じです。また、小型焼却炉でごみを燃やすことも禁止されています。

ごみを燃やすと悪臭や煙により近所の皆さんの迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康への影響が心配されます。

ごみは分別して収集日に出し、適正に処理しましょう。

◎問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 124・127

下水道

6月1日から下水道が使用できます

上川乗の一部の地区では、6月1日の供用開始後、指定工事店により排水設備工事を行い、検査が終了したご家庭から下水道が使用できるようになります。

◆供用開始の告示をします

村では、6月1日からの下水道供用開始に伴い、関係図書の縦覧を行います。

▽期間 5月14日(月)から5月28日(月)

(土曜・日曜を除く)

▽時間 午前8時30分から午後5時15分

▽場所 産業環境課窓口

◆3年以内に接続を

下水道が使用できるようになると宅地内にお客様のご負担で、便所、風呂、台所などから公共汚水まですまで汚水を流す施設(排水設備)を設置していただきます。

供用開始の日から3年以内に下水道へ接続してください。3年を過ぎますと、くみ取り手数料が有料化となり、浄化槽を設置してい

るご家庭は清掃料金の軽減、あるいは排水設備工事の助成等が受けられなくなります。

◆排水設備工事は指定工事店へ

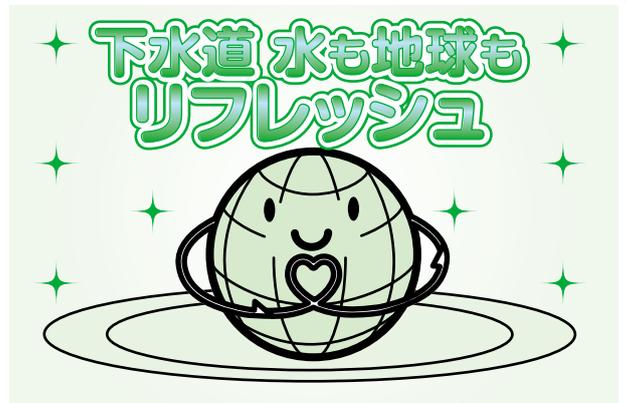
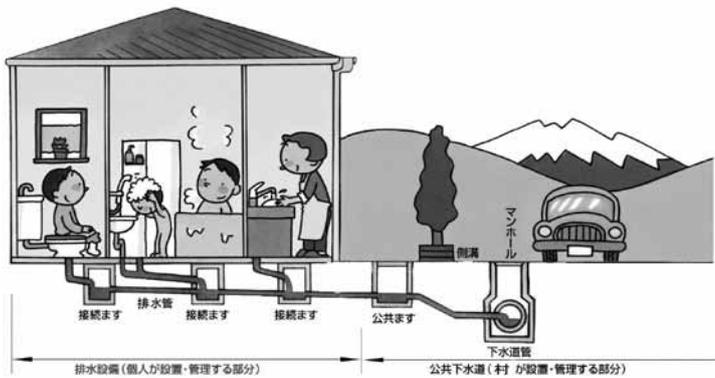
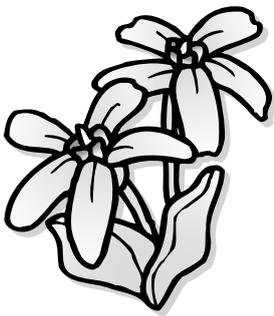
排水設備工事や水洗トイレへの改造工事は、一定の資格を持った〈檜原村指定下水道工事店〉でなければ工事ができません。また、檜原村指定下水道工事店は、工事のほか下水道の開始届や助成制度に必要な手続きも代行しますので、お気軽にご相談ください。

◆地域水道の取り扱い

原則として村の簡易水道のみご使用ください。やむを得ず地域水道(沢水)を併用する場合、お客様のご負担でメーター器を設置していただき、合算した水量により料金を算出します。

◎問い合わせ先

産業環境課生活環境係
内線125・127



下水道
ふくし
けんこう

ふくしけんこう

5・6月の栄養相談

▽日時 5月22日(火)

6月5日(火)

▽会場 やすらぎの里
保健センター

(けんこう館2階)

「ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。」

5月の精神保健巡回相談

▽日時 5月14日(月)

午後1時30分〜4時30分

「ご自身やご家族等のごころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします(費用無料)。」
★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

◎問い合わせ先

福祉けんこう課けんこう係
☎598-3121

5月12日は民生委員・ 児童委員の日です

民生委員・児童委員は、地域の
人々を見守り、支援します。

地区ごとに11名、児童福祉を専門
とする主任児童委員が1名あり、
福祉事務所や学校等の行政と連携
して福祉に関するいろいろな相談
やお手伝いを行っています。

お困りのことや気になることな
どお気軽にご相談ください。

相談内容や個人の秘密は守り
ます。

民生委員・児童委員の主な活動

○「高齢者」「障害のある方」「子
育て中の方」「生活に困ってい
る方」などの相談

○村の事業（敬老福祉大会など）
への協力

○社会福祉協議会の事業（福祉バ
ザー、歳末たすけあい運動など）
への協力

○学校の行事（入学式、卒業式な
ど）への参加

問い合わせ先

福祉けんこう課福祉係

☎598-3121



こちら地域包括支援センターです！

～震災に備えての講演会～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、テレビや新聞で防災関連の報道、
防災グッズの販売など、いろんなところで震災についての話題はあるけれど…。

もし、震災が起こったときのために何を備えれば！？ 地震の時にはどう行動した
ら良いの！？など、震災に備えての講演会を企画しました。皆様、お誘い合わせの上ご
参集ください。

記

- 1、日 時 平成24年5月15日（火）
午後1時30分～3時
- 2、場 所 やすらぎの里 3階 多目的ホール
- 3、テーマ 震災に備えての講演会
- 4、講 師 秋川消防署 地域防災担当係長

福留 一彦 氏



- ☆費用はかかりません
- ☆お申込みも必要ありません
- ☆直接会場にお越しください

☆問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター ☎598-3121

檜原村高齢者保健福祉計画

及び

第5期介護保険事業計画を策定しました

檜原村では、老人福祉法および介護保険法に基づき、高齢者が可能な限り健康で自立した生活を送ることができるよう、実情に応じた高齢者福祉、介護保険の体制を計画的に確保することを目的とし、「檜原村高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画（第5期計画）」を一体的なものとして計画を策定しました。

◎計画の基本理念

「笑顔」、「つなげる」、「やすらぎ」の3つをキーワードに、高齢者の方が住みなれた地域で安らかに生活できるよう、「ともに築く、すべての人がいきいきと安心して生活できるむら・檜原村～笑顔つなげる、やすらぎの村づくり～」を基本理念としています。

◎計画の基本方針

基本理念を段階的、計画的に実現していくため、「やすらぎのサービス体制の確立」、「地域で支えあう福祉の実現」、「高齢者の豊かな生活づくりを支援」の3つの基本目標を掲げています。

◎介護保険料が見直されました

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、3年ごとに見直され、市町村等などで必要なサービスの費用をまかなうために算出された基準額をもとに、所得に応じて段階別に分かれます。平成21年度～平成23年度における基準額は4,300円でしたが、平成24年度～平成26年度における基準額は、6,000円となり1,700円引き上げられました。これは、利用者の増加や介護報酬の改定などにより介護保険にかかる費用の増加を見込んだもので、準備基金の取り崩しや国の軽減措置により負担の軽減は図ったものの、必要最低限の保険料になります。

◎所得段階別保険料

所得段階区分		計算方法	保険料(年額)
第1段階	老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税および生活保護受給者の方	基準額 ×0.5	36,000円
第2段階	世帯非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額 ×0.5	36,000円
第3段階	世帯非課税で第2段階以外の方	基準額 ×0.75	54,000円
第4段階	世帯課税で本人非課税の方	基準額 ×1.00	72,000円
第5段階	本人課税で合計所得金額が190万円未満の方	基準額 ×1.25	90,000円
第6段階	本人課税で合計所得金額が190万円以上の方	基準額 ×1.5	108,000円

介護保険は、介護というリスクについて、社会全体で対応していくための制度です。保険料の納付と、このたびの改定にご理解とご協力をお願いいたします。

○問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 電話 598-3121

檜原村障害福祉計画 (第3期)を策定しました

檜原村では、障害福祉計画(第2期)で定めた目標値やサービス見込量の進捗状況を踏まえ、更に障害者のニーズや社会資源などの現状に即した取り組みや課題を整理、検証し、計画を策定しました。

○計画の基本理念

計画の基本理念として、次の3つを掲げます。

- 1 障害のあるすべての人が尊厳を保ち能力を発揮できる地域社会の実現
- 2 すべての村民がともに安心して暮らせる、支えあいネットワークの実現
- 3 村のすべての地域資源と地域連携を活用し、さまざまな身近なサービスを受けることができる地域社会の実現

○計画の基本方針

基本理念を実現していくために、基本指針を次の3つの基本方針を掲げ、計画の推進に向けた施策・事業を展開していきます。

- 1 障害のある人の自己決定・自己選択の尊重と情報提供
- 2 すべての人が地域で自立して暮らしていける基盤づくり
- 3 ライフステージにあわせた支えあ

インターネットワークへ
詳細につきましては、お問い合わせください。

◎問い合わせ先

福祉けんこう課福祉係
☎598-3121

檜原診療所からお知らせ

○特定健康診査実施日の外来受付時間の変更について

檜原診療所では、5月31(木)、6月5(火)、6(水)、11(月)、14(木)、18(月)、19(火)、25(月)、28(木)の午後1時特定健康診査を実施いたします。

特定健康診査を実施する日につきましては、午前の外来診察の受付終了時間を、11時30分から、11時00分に変更いたします。(救急の方は、お電話にて診療所へ相談下さい。)

午後の外来診察は、救急の患者様以外はお受け出来ません。ご迷惑をおかけしますが、ご了承下さい。
(午後診察を希望される方は、4時過ぎとなります。)

◎問い合わせ先

檜原診療所
☎598-0115

公立阿伎留の掲示板

公立阿伎留医療センターは地域医療の最後の砦として 利用者から信頼され選ばれる病院を目指します。

公立阿伎留医療センター 院長 荒川 泰行

公立阿伎留医療センターは、回復期リハビリテーションと緩和ケア病床を併設して4疾患・5事業を中心とした急性期医療を担う病院です。医師はこの4月で漸く51名体制となり、一般病棟の看護師配置も7対1の基準で22診療科と310病床の診療を行っています。また、19の学会等の教育指定と12の診療指定の他に、日本医療機能評価機構からは「より良い医療を提供する適正な病院(Ver.6)」としての認定を受けています。さらに、診断群分類包括評価制度(DPC)による医療費の会計方法を採用して、医療の標準化と透明性の促進及び経営管理の向上に努めて、「患者よし、機関よし、地域よし」の「三方良しの医療」の実現に努力しています。

医療はライフラインの重要な一部であり、病院は地域との関わりをなくしては存在しません。病院を取り巻く環境と背景が時代とともに変わり、秋川流域の医療需要も変化してきていますが、地域医療の最後の砦は公立(自治体)病院であると認識しています。私どもは、自院が地域の公的財産であり、かつ一種の地場産業であることを強く認識し、地域医療連携の強化を図る中で、患者さん中心の医療の質向上と医療資源の有効活用をより一層深化・発展させて時代のニーズに応えていく所存であります。

しかし、今日公立病院が抱える諸問題の解決を図り、地域医療の崩壊を防ぐためには、病院職員だけの努力で解決できるものではありません。地域住民(患者)の皆様と地元医師会と行政の「地域医療を支える当事者である」ことの意識向上と応援体制が不可欠でありますので、引き続き宜しくご支援・ご協力をお願い致します。



秋川流域精神障害者 当事者会シャトル会員 募集について

秋川流域で精神障害など心の病を持つ当事者の会「シャトル」の会員募集のお知らせです。お気軽にご参加ください。

▽活動日時

毎月第一土曜日

午後1時～5時

▽場 所

秋川健康会館2階

生活支援センターフィレ内

▽登録要件

秋川流域（あきる野市、日の出町、檜原村）在住・在勤の精神障害者（同流域内の精神保健福祉施設利用者も含む）や、心の病で治療している当事者

▽利用料

有料 年会費1200円

その他実費を徴収あり

◎問い合わせ先

生活支援センターフィレ内
シャトル事務局

☎596-0368

陶芸教室を開催します！

教育・文化

粘土をこね、世界でたったひとつの自分の陶器を作ってみませんか。
皆さんのお申し込みをお待ちしております。



- 日 時 6月1日(金)・8日(金)・22日(金)
- 1日目 作陶等
- 2日目 底削り等
- 3日目 絵付、施釉等
午後7時～9時(現地集合)
- 場 所 檜原窯(檜原村人里)
- 講 師 森井隆先生
- 定 員 15名(先着順)
- 参加費 500円(粘土代)
- 対 象 小学生以上の村内在住・在勤者
- 持ち物 タオル等
- 申し込み 5月31日(木)までに電話でお申し込み下さい。

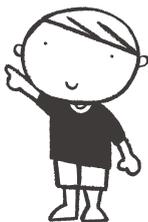
◎申し込み・問い合わせ先 檜原村教育委員会 社会教育係 内線226

図書館からのお知らせ

New DVDが、
171タイトル入荷しました

DVDのタイトルを1部ご紹介します

- ① 旭山動物園に行って来ました
- ② ゲゲゲの女房
- ③ 坂の上の雲
- ④ 柴田トヨ「くじけないで」
- ⑤ 太陽がいっぱい
- ⑥ 武士の家計簿
- ⑦ 名探偵コナン
- ⑧ ラジオ体操
- ⑨ 龍馬伝
- ⑩ ワンピース



他にも多数あります

DVDは大変高価なものです。紛失したり、傷つけたりした場合は弁償していただくこともありますので、**大切**にご利用ください。(小学生以下の貸出については保護者同伴にて受け付けますのでよろしくおねがいします。)

2ヶ月間は1人3巻まで1週間の貸し出しとなります。
「広域(村外)利用の方は3ヶ月目からの利用とさせていただきます。」

◎お問い合わせ
檜原村立図書館 ☎598-1160

第2回

東京ヒルクライム～HINOHARA ステージ～

参加者募集！！



日時

平成24年9月9日(日)雨天決行

- コース 檜原村上川乗地区～奥多摩周遊道路風張峠駐車場15.4km 高低差720m
- スタート 上川乗地区午前7時30分～(2分間隔で4回スタート)
- 選手受付 平成24年9月8日(土)午後1時～午後5時 檜原村役場
受付後、参加選手には、競技説明会を実施いたします。
- 閉会式・表彰式 平成24年9月9日(日)午前10時～ 都民の森

参加予定者

特別枠参加(檜原村在住在勤等):50名

参加資格

本コースを熟知している方で、本大会制限時間内に完走可能な方。

但し、未成年の方の参加には保護者の承諾書が必要です。

※尚、参加を希望する方は必ず本コースを数回試走して下さい。

■東京国体のプレ大会と同日開催のため、後から上って来る国体選手が通過する11時頃まで表彰式会場「檜原都民の森駐車場」から下山することができませんので豚汁やカレーを食べながら国体選手の通過を応援して頂きます。これは必須参加条件です。

■各駐車場(檜原村総合運動場と都民の森駐車場)の振り分けを事務局が行うことに同意される方。

■16歳以上(但し、実行委員会が認める場合は、是にあらず)

■過去に計測タグの未返却のない人

申し込み方法

檜原村役場内教育委員会にて申込書配布

参加費

一般の方(高校生以上)8,000円 ※中学生4,000円(特別枠のみ)

申込期限

平成24年5月1日(火)～ 7月27日(金)定員になり次第締め切ります。

競技規定

本大会規則によります。

※台風や大雨など、危険と思われる状況の場合には競技を中止します。

制限時間

スタート後 10分…人里信号

30分…檜原温泉センター数馬の湯

43分…奥多摩周遊道路旧ゲート

55分…檜原都民の森駐車場

※詳細は、お問い合わせください。

問い合わせ先

檜原村教育委員会 社会教育係 ☎042-598-1011(内線226)



その他

「ご寄附をありがとうございました。」
（平成23年度下半期分）

ふるさと納税制度に伴う寄付金

○羽村市在住

塩田ソメ子様

1万円

○匿名23名様

87万2千円

その他

○多摩市関戸4-8-3

トヨタ西東京カローラ株式会社様

車椅子 3台

○檜原村内

特定非営利活動法人 里山再生塾様

木製椅子 2脚

○檜原村在住

小林洋子様 カラオケセット

○青梅市勝沼3-6-5

青梅信用金庫様

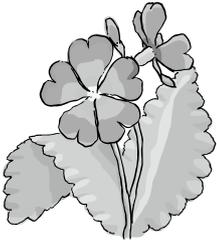
10万円

テント1張り

○千代田区飯田橋2-2-1

第一石産運輸株式会社様

300万円



「第一石産運輸株式会社 檜原工場拡張事業」(旧事業名: 日本砕石工業株式会社檜原工場拡張事業) に関する環境影響評価書の縦覧について

環境影響評価書の縦覧

(1) 縦覧期間

5月10日(木)から5月24日(木)まで

※土・日曜日を除く

(2) 縦覧時間

午前9時30分から午後4時30分まで

(3) 縦覧場所

○檜原村役場 産業環境課

○東京都環境局 都市地球環境部 環境都市づくり課

○東京都多摩環境事務所 管理課

◎問い合わせ先

東京都環境局 都市地球環境部 環境都市づくり課

☎03-53388-3440

檜原村役場 産業環境課

生活環境係

☎598-1011

内線124・127

●平成23年度 第3回檜原村地域公共交通活性化協議会について

平成24年3月19日に平成23年度第3回目の協議会を開催いたしました。
会議の概要については、以下のとおりです。

▼会議概要▼

- 開催日 平成24年3月19日(月曜日)午後1時00分～2時30分
- 場所 檜原村役場 301会議室
- 議題 (1)公共交通に関わる改善・見直しの課題と基本方針について
(2)平成24年度檜原村地域公共交通活性化協議会予算(案)について
- 会議結果 今回の協議会では、これまで行ってきたバス等の改善可能性調査で実施した聞き取り調査の内容や、OD調査を踏まえた現状での課題を踏まえ、基本方針(案)について検討を行い、公共交通ネットワークの構築・移動手段の確保等について協議しました。
また、本協議会の平成24年度予算(案)についての協議も実施しております。

※平成24年度は、平成23年度に引き続き、檜原村の公共交通の課題へ対応するため、基本方針の整理を行い、路線バスを含めた村内公共交通の改善について検討していく予定です。

「檜原村の公共交通」についてのお問い合わせは、企画財政課までお願いします。

◎問い合わせ先 企画財政課 内線214



その他

檜原村安全・安心 むらびづくり協議会より お知らせ

不安をおおる点検商法にご注意！
●不安をおおる点検商法

「点検に来ました」などと言って訪問し、「このままにしておくと大変なことになる」など不安をおおり、あなただけ特別とか、今だけ特典付きなど、必要のない商品やサービスを契約させる点検（悪質）商法があります。特に、浄水器、空気清浄器、消火器などの商品、床下換気扇の設置や白アリ駆除、屋根や外壁の耐震工事などの被害が多いようです。中には公的機関から来たように見せかける業者もいます。

相手はプロです。一日家に入れてしまうと長時間居座る場合もあるので注意してください。必要がない場合は早めに「いりません」ときっぱり断りましょう。

●プライバシーを教えない！

電話番号、勤務先、年金額など絶対に教えないでください。

●契約の取消はできる

契約後でも契約書を受領した日から8日以内はクーリング・オフできますし、期間内であれば工事開始

始後でも無償で原状回復を求めることができます。また、期間を過ぎてしまっても、販売方法などの問題点を指摘して消費者契約法などで取り消しできる場合があります。

小規模事業者のための 個別金融相談会

▽開催日 平成24年度内の各月

第2木曜日

▽時間 午後1時～午後4時

▽場所 あきる野商工会 本所

(あきる野ルピア3階)

▽対象者 檜原村内等で事業を営む方、創業予定者の方

など

▽持参資料

過去2期分の所得税

(法人税)確定申告書

及び決算書等。創業予定者の方は創業計画書

(所定用紙あり)

▽その他

子供の教育費が必要な方は教育資金の相談も

できます。

※予約が必要です。

◎問い合わせ先

あきる野商工会

0559-4511

その他

職員の人事異動

平成24年4月1日付で次のように職員の人事異動がありましたのでお知らせいたします。

氏名	新職名	旧職名	備考
室屋 洋平	医師		東京都自治法派遣
久保嶋光浩	企画財政課長	企画財政課主幹	昇任
坂本 政人	檜原都民の森管理事務所長(課長)	檜原都民の森管理事務所長(主幹)	昇任
小林 泰代	村民課主幹	福祉けんこう課課長補佐兼けんこう係長	昇任
小林 正敏	教育課学校給食共同調理場長(給食係長)	村民課税務係長	
大谷 末美	福祉けんこう課けんこう係長	産業環境課産業観光係長	
岡部 春夫	産業環境課産業観光係長	議会事務局議事係長	
山崎 裕一	村民課税務係長	村民課村民保険係長	
岡部 晃子	福祉けんこう課福祉係長	福祉けんこう課福祉係主査	昇任
岡部 英幸	村民課村民保険係長	教育課学校教育係主査	昇任
幡野 一彦	教育課学校教育係主査	教育課学校教育係主任	昇任
浜本 力	議会事務局議事係主任	村民課税務係主任	
小林 香織	教育課学校教育係	産業環境課生活環境係	
青柳亜紀子	産業環境課生活環境係	福祉けんこう課福祉係	
嶋崎 洋樹	産業環境課生活環境係	教育課学校給食共同調理場長(給食係)	
師岡 美佳	産業環境課産業観光係	村民課村民保険係	
金田 篤	村民課税務係	産業環境課産業観光係	
山崎 雅俊	村民課村民保険係	産業環境課生活環境係	
幡野 敦史	福祉けんこう課福祉係		新規採用
清水 正治		村民課長	平成24年3月31日退職
藍沢 隆雄		医師	平成24年3月31日退職



昨年度はおかげさまで、小・中学校とも順調に教育活動を実践することができました。

平成23年5月14日の開園式から小・中一貫教育校としてスタートしました。皆様に、連携の様子をご理解していただくため連携ニュースを発行してまいります。小・中一貫教育校についてのご意見・ご感想などございましたら、ぜひ学校までお寄せください。

中学校 美術展 河辺ポッパルトホールにて 技術家庭展覧会 あきる野ルピアにて



青梅市とあきる野市において美術と技術・家庭科の生徒作品の展覧会がありました。

西多摩の各中学校の生徒作品も多数、飾られていました。



2月 小学5年生 調理実習（指導交流） 中学校 多摩特研 劇と音楽の会



・小学5年生が中学校の調理室でごはんのみそ汁の調理実習を行いました。ごはんの水の量を間違えたり、みそ汁の味見で汁が少なくなったりしていました。でもいいにおい、おいしかった!(左写真)

・多摩特研の劇と音楽の会に参加し「上川乗の糸巻」を吉野由美さん一人で演じました。(右写真)



平成 23 年度授業交流の状況

月	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
授業（時間）	26	43	56	26	53	51	44	28	24	39	11

※平成23年度における授業交流の総授業時数は、年間合計401時間となります。

平成23年度の指導交流（連携授業）の様子について紹介いたします。指導交流とは、小学校の先生方が中学生の授業指導へ、中学校の先生方が小学生の授業指導をする教育活動のことをいいます。

小学校からは、専科の先生と担任の先生が児童・生徒と中学校へ来て中学校の先生と一緒に授業をしています。中学校からは、各教科の家庭、美術、英語を中心に、先生方が授業を小学校へ行って小学校の先生と一緒に授業をしています。他の先生方も小中学校へそれぞれ出向いて、各教科の研究授業の参観や授業指導に参加しています。一人の先生ではなく二人の先生で授業を行うことにより、児童・生徒一人一人を細かく指導することができます。昨年度も400時間を以上の指導交流を行うことができました。小学1年生から中学3年生までの9クラスの時間割を作成することで実現できました。今年度も「9年間を見据えた教育活動」を続けていくことで、児童・生徒の「生きる力」を育成していきます。

小学校 1月 なわとび集会

6年生が中心になって、これから始まる『なわとびチャンピオン』の技を軽快な音楽に乗せて披露しました。また、技のポイントなどを分かり易く伝えてくれました。



小学校 2月 檜小まつり



地区のたてわり班毎に、趣向を凝らしたお店を開き、前後半に分かれて回りました。昨年度からご協力してくださっているPTAのお店も大盛況でした。



小学校 3月 6年生を送る会

全員で団子をちぎり、5年生がその団子を使って団子汁を作り、6年生を囲んで昼食をとりました。

また、4年生が中心になって、ゲームを企画運営しました。さらに、6年生からはダンスとバンド演奏という素敵なお礼がありました。



子ども支援セミナー 1月20日 小学校体育館にて

第7回檜原子ども支援セミナーが行われました。「すべての子どもたちが輝く未来のために」人は誰でも、住み慣れた街で生活することを望んでいます。でも、今の世の中には危険がいっぱい。難しいルールがいっぱい。ましてハンディのある人には、分からないことやできないことがたくさんあります。そんな時、ちょっと手を貸してくれるサポーターが必要なのです。ハンディのある人の分からないことやできないことを理解して、サポートする方法について一緒に考えてみませんか?という内容で公演をいただきました。児童・生徒は、車いすや軍手をして折り紙の細かい作業をすることで、ハンディのある人と同じような体験しました。



また講演では、奥住秀之先生(東京学芸大学・准教授)より「檜原村の特別支援について」小中学生に分かりやすくお話をいただきました。今まで小中学校に、毎年来られています。児童・生徒と接する時間が少なく、今回は児童・生徒と奥住先生との距離も縮まり、充実した特別支援の講演となりました。

平成23年度もご協力ありがとうございました。

小中一貫教育校檜原学園小中学校としてスタートした1年間でした。実際に活動することで課題が見えてきました。教職員も一つ一つの課題を解決し、さらによりよい檜原学園を目指していきたいと思っています。

今年度も、ご協力、ご援助を宜しくお願い致します。

檜原学園章・旗及び檜原学園歌の制定について

この度、平成23年度より開園した檜原学園の学園章・旗及び学園歌が制定されましたので報告いたします。昨年度に公募した作品（学園歌の歌詞48作品、学園章デザイン69作品）から選出した各2作品を参考に、檜原村の自然と文化、郷土への思いが溢れるもの学園章・旗及び学園歌となるように専門家に依頼して作成いたしました。学園章・旗を作成した専門家は、デザイナーとして活動している松田 崇 氏です。また、学園歌を作詞・作曲した専門家は、『マイバラード』等作曲している松井 孝夫 氏です。保護者・地域の皆様には、7月24日（火）の檜原学園実践報告会において、学園章・旗及び学園歌をお披露目いたします。

檜原学園章・旗

学園章・旗の作成にあたって

「小・中一貫教育校 檜原学園」は、「村の宝」である檜原村の子供たちを、主体的に生きていくことのできる「生きる力を有した人材」に育成するための教育活動を行っていく。ここに、その象徴として学園章・旗を制定した。村民、児童・生徒から寄せられた原画を基に作成されたものである。

この学園章・旗は、円を基調としている。これは、檜原小・中学校、及び保護者・地域、そして檜原村役場をはじめとする関係諸機関が、英知を結集し、一丸となって村の子供たちを守り、育てていこうという決意を表したものである。また、上部に描かれた村の花である山吹は、山紫水明のふるさと、檜原村の美しく豊かな自然の象徴であり、子供たちに檜原村の自然や文化に誇りを持たせたいという思いが込められている。さらに、中央部に大きく描かれた鳥は、村の鳥であるウグイスである。これは、檜原村で学んだ子供たちが、未来に向けて大きく羽ばたいてほしいという願いが込められたものである。

1
 緑ほほえむ この里で
 共に学ぼう仲間たち
 鳥の鳴き声 春を告げ
 元気な声がこたまする
 若い力を輝かせ
 明るい未来を切りひらこう
 Fly away どこまでも
 夢をつかもう この場所から
 檜原学園 我が母校 絆を胸に

2
 夢をはくくむ 学舎で
 共に進もう仲間たち
 川のせせらぎ 秋清く
 優しい心がこたまする
 御前、三頭の峰はるか
 広い世界へ はばたこう
 Fly away いつまでも
 澄んだ心は 変わらぬ
 檜原学園 我が母校 希望を胸に

作詞・作曲 松井孝夫

原 園 歌



5月の休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住所	電話	日(曜日)	医療機関名	住所	電話
6日(日)	瀬戸岡医院	あきる野市二宮1240	558-3930	27日(日)	伊藤整形外科	あきる野市秋川3-5-7	558-6211
13日(日)	池谷医院	あきる野市秋川1-3-7	550-0005	6月3日(日)	小机クリニック	あきる野市小中野160	596-3908
20日(日)	草花クリニック	あきる野市草花2724	558-7172	受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分			

※午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター
TEL 521-2323
 携帯電話・PHSは#7119

秋川消防署
TEL 595-0119

東京都保健医療情報センター
TEL 03-5272-0303

「広報ひのほら」は再生紙を利用しています。

4月1日現在 ●人口:2,582人(△3人) ●男:1,287人(△2人)
 ●世帯:1,231世帯(△2世帯) ●女:1,295人(△1人)